

鳥取県豚熱防疫対策連絡会議

時間：令和5年2月14日（火）
午前8時半～

場所：第3応接室 他

出席：知事、副知事、危機管理局、
農林水産部

会議内容

- 1 発生状況(県内2例目)
- 2 感染確認区域
- 3 本県の対応
- 4 相談窓口の設置

1 発生状況

○2月10日(金)13時 八頭町の住民から役場経由で死亡いのしし発見の通報

○死亡いのししの情報

- ・発見場所 八頭町内
- ・発見個体 体長 約120cm、雄
- ・個体の処分 埋却処分
- ・発見場所の消毒 令和5年2月10日(金)に実施

○同日16時 倉吉家畜保健衛生所CSF・ASF検査施設の職員が現地採材と消毒を実施

○2月13日(月) 倉吉家畜保健衛生所病性鑑定室のPCR検査で豚熱遺伝子を確認し、豚熱陽性と確定

2 感染確認区域(感染いのしし発見場所から半径10km以内)



3 県の対応(1)

1 発生情報の周知と注意喚起

- ・県内19養豚場に聞き取り。すべて異状なし
- ・積雪後の侵入防止柵や畜舎の点検、長靴や衣服の交換、車両消毒の徹底を指示。東部3農場については家畜保健衛生所が立入して、消毒状況、施設の点検等重点指導実施

2 緊急消毒

- ・県内19養豚場へ消石灰等の消毒薬を配布し、農場出入口、畜舎周辺の緊急消毒実施中

3 移動制限等防疫措置(養豚関係対象)

- ・鳥取県は豚熱ワクチン接種区域であることから、制限区域の設定や消毒ポイントの設置はしない

4 県産豚への風評被害対策

- ・新聞広告

3 県の対応(2)

5 野生いのしし対策

○捕獲の強化

死亡いのししが発見された地点の周囲の捕獲強化
(今週末から集中的に重点捕獲することを検討)

○サーベイランスの強化

野生いのしし死体、捕獲個体の検査の強化

○狩猟者等へのウイルス拡散防止対策の要請

- ・いのししについて感染確認区域(感染いのしし発見場所から半径10km以内)の外への肉等持ち出しの自粛の要請
- ・捕獲個体の適切な処理(埋却等)
- ・感染確認区域内での狩猟後は、移動時の洗浄・消毒の徹底(自動車、器具、靴、衣服等)

○ジビエ利用に関する注意喚起

- ・ジビエ利用関係者(狩猟者、処理施設)に発生情報の周知
- ・ジビエ消費に関する風評被害対策(新聞広告)

3 県の対応(3)

6 狩猟者や登山者、山林内で作業される方への注意喚起

- ・豚熱ウイルス拡散防止のポスターを市町村及び関連施設へ配布し、住民や登山者、山林内で作業される方への周知を依頼
- ・狩猟者へのチラシ配布や県ホームページで注意喚起実施

捕獲従事・入山される皆様へ

- ・イノシシで豚熱が発生すると、**その地域のイノシシ肉の利用が制限される可能性**があります。
- ・イノシシで豚熱の感染がない地域では**清浄性維持**のために！
- ・イノシシで豚熱の感染がある地域では**早期の清浄化**のために！
- ・皆さんの一人一人の、**洗浄・消毒対応が重要**です！！

ウイルスがいる場所

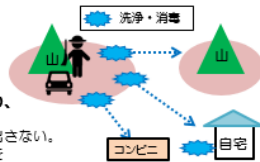
- ・豚熱感染イノシシが確認された地域は**特に注意**が必要です。
- ・感染したイノシシは糞便中にウイルスを排出し、環境中（土壌、植物など）を汚染します。
- ・環境中にウイルスがいる山に入ると、豚熱ウイルスを拡散させるおそれがあります。



感染を広げないために必要な行動

いつ、何をすればいいの？

- 狩猟した後、大きく移動する際に「**洗浄**」・「**消毒**」。
※具体的には、別の山へ移動するとき、山を降りるとき（自宅に帰る、コンビニなどに立ち寄る 等）
- 自家消費用の解体時には、**使い捨てゴム手袋、衛生的な着衣**（レインコート、防護服等）を使用。
※レインコートは使い捨て又は洗浄・消毒
- 解体後の内臓等は、**放置せず二重に袋につつま持ち帰り、衛生的に確実に廃棄**。
- 豚熱陽性確認区域から、自家消費用を除き肉等を持ち出さない。
- 自宅に帰ってから、特に入りに「**洗浄**」・「**消毒**」を実施。次の猟場にウイルスを持ち込まない。



消毒を行う場所・物



洗浄・消毒の方法

汚れを落としてから、消毒をしましょう。

- 靴の底、タイヤ周り
→ ブラシなどで汚れを落とす、水で洗い流す
- 器具（ナイフなど）
→ ブラシや雑タワルなどで汚れを落とす、水で洗い流す

【消毒方法】

逆性石鹼やアルコール、消石灰の乳液（粉でも可）をスプレーやジョウロ、噴霧器でかけてください。



豚熱関係
農林水産部畜産課
電話:0857-26-7286

狩猟関係
生活環境部緑豊かな自然課
電話:0857-26-7979



山林に立ち入る皆さまへ
豚熱ウイルスの拡散防止にご協力をお願いします。

野生のいのしし間で豚熱という病気が広がっています。人間に感染することはありませんが、豚に感染して養豚業に大きな被害を与えます。**ウイルスを山林から持ち帰らないよう、ご協力をお願いします。**

- 1 ウイルスは土にも含まれます。靴の泥は山で落としましょう。
- 2 いのししを誘引しないよう飲食物は捨てずに持ち帰りましょう。
- 3 家畜がいる施設に近寄らないようにしましょう。
- 4 いのししの死体を見つけたら管轄の自治体に連絡して下さい。

4 豚熱相談窓口(24時間対応)

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 (")
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 (")

■死亡いのししに関する通報窓口

畜産課	0857-26-7286(夜間休日 090-8061-9109)
各市町村窓口	

■野生いのししに関する相談窓口

緑豊かな自然課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7111)
中部総合事務所環境建築局	0858-23-3149 (夜間休日 0858-22-8141)
西部総合事務所環境建築局	0859-31-9628 (夜間休日 0859-34-6211)

■ジビエ利用に関する相談窓口

食のみやこ推進課	0857-26-7853 (夜間休日 0857-26-7111)
東部農林事務所	0857-20-3654 (夜間休日 0857-26-7111)
中部総合事務所農林局	0858-23-3163 (夜間休日 0857-26-7111)
西部総合事務所農林局	0859-31-9768 (夜間休日 0857-26-7111)

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8100
------	--------------

豚熱ウイルスの拡散防止のお願い

- 野生いのししの中で豚熱という病気が広がっています。人に感染することはありませんが、豚に感染して養豚業に大きな被害を与えます。ウイルスを山から持ち帰らないようご協力をお願いします。
- ウイルスは土にも含まれるので靴の泥は山で落としましょう。
- 野生いのししを誘引しないよう、飲食物は捨てずに持ち帰りましょう。
- 山から下りたら、畜産施設に近寄らないようにしましょう。
- 野生いのししの死体を見つけたら、市町村又は県庁畜産振興局畜産課へ連絡してください。

県民の皆様へ

- 1 豚熱は豚熱ウイルスによる豚及びいのししの病気であり、人に感染することはありません。
- 2 仮に感染した豚やいのししの肉を食べても人の健康に影響はありません。県民の皆様には安心して豚肉やいのしし肉を食べていただくようお願いいたします。